



命を守る 住民避難について 【見守りネットワーク・安否確認】



◎ 災害発生時 行動指針の仕組みの明確化



城北地区 避難所運営マニュアル

《試案》



平成28年度

城北地区防災対策協議会

◎ 既存組織の業務仕分けと連携

◎ 住民への情報提供と訓練実施

2018/07/20 7号

城北防災だより

2018年7月20日
7号
城北地区防災対策協議会
事務局：城北地区公民館

● 真如苑 鳥取と「災害時協力協定」を締結しました！！

7月14日に、城北地区防災対策協議会と「真如苑 鳥取」の間で、「災害時における相互協力に関する協定」を締結しました。災害時の駐車スペースとして、「車中避難」等に活用します。この協定で、200台分の駐車スペースが確保できましたが、「早い者勝ち」というのではなく、「使用規定を作成しルールに基づいて活用したいと考えています。」
「以前からお知らせしていましたが、この取り組みは、防災資源として活用できるものを地域から掘り起こす取り組みの一環です。「ひと」「もの」「つなぐ」の観点から、災害発生時に必要となるものを確保し、災害時のマンパワーとして「防災人材バンク」の作成、災害対応可能な事業所・マンション所有者等との相互協定締結・コインランドリーとの燃料供給協定など、現在進行中です。」



なお、全国各地の真如苑では、これまでにも自治会等とも協定を結ぶなど、社会貢献活動として一歩先の「鳥取中部地震」にも復興支援ボランティア隊を派遣されています。

● 防災リーダー・防災会役員合同研修会を開催しました！

7月10日（水）に、協会の研修会を開催しました。当初は、「避難所訓練」に関わる「城北地区避難所運営マニュアル」の最終版の検討を主目的としていましたが、「7/7避難所訓練」の経過も踏まえ、今後の避難所関係に資する、貴重な教訓とするため、協議の内容は下記の通りでした。

- 1) 「7/7避難所訓練」の経過について
 - 中学校「避難所」に上乗せの基本的な考え方
 - 城北地区防災対策協議会の「企画」方針
 - 中防協力強化の取り組み（中防評価）
 - その他
- 2) 避難所関係に関する実施の検討
 - 避難所運営体制について
 - 避難所における主要業務時系列一覧
 - 多量避難の運営内容の検討
 - 実施進行上の必要な事項
 - 各町で話し合った内容の共有

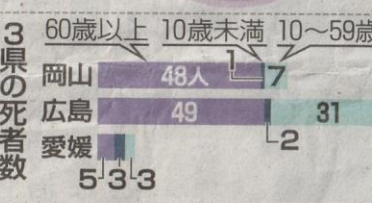
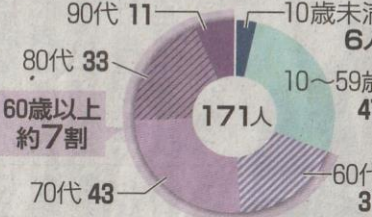


今回の出席者は、城北防災の根幹をなす方々でした。時間を超越して熱心に協議していただきました。

今回の会合から、鳥取県危機管理政策課（防災の専 任）にも参加していただきました。廣さんは、本年3月に鳥取県より出されました「鳥取県避難所運営マニュアル作成指針」を作られた方です。大変心強い見方です。今後、指導していただきながら、8月26日（日）に計画しています「避難所関係訓練」に向けて、取り組むこととしています。

西日本豪雨の年代別死者数

15日午後7時現在。
共同通信まとめの身元判明分



西日本豪雨による浸水や土砂災害などで亡くなり、共同通信のまとめで身元が明らかになった171人のうち、60歳以上が約7割を占めることが15日、分かった。高齢者の死亡が目立ち、自力避難が困難だったり、自治体の情報が十分伝わらなかつたりして逃げ遅れた可能性もある。10歳未満の子も6人も亡くなっており、「災害弱者」への対応が問われそうだ。

23面に関連記事）5日以降の共同通信のまとめで、身元が判明した60歳以上の死者は12府県で118人（15日午後7時現在）。年代別の内訳は90代が11人、80代が33人、70代が43人、60代が31人、50代以下は子どもを含む53人だった。石井啓一国土交通相は15日、多くの高齢者が犠牲になったことに「速に避難できる手法に

ついて改善点がないか検証する」と強調した。岡山県倉敷市で堤防の決壊現場を視察後、記者団に述べた。身元が分かっている岡山県の死者は56人で、このうち60歳以上が48人、10歳未満の子どもは1人。堤防の決壊で4千棟以上が浸水した倉敷市真備町地区では46人が亡くなり、県などによると、真備町地区の死者の約8割は住宅の1階部分や平屋などの屋内で見つかった。1人暮らしで体が不自由な高齢者は、2階や屋上などに移動する「垂直避難」ができなかった可能性もある。住民に情報がうまく伝達されず、避難に影響したとの指摘も上がる。

真備町地区の主婦諏訪香代子さん(67)は「避難指示を伝える防災無線が複数のスピーカーで流れ、音が重なり聞き取れなかった。スマートフォンを持たない高齢者は通知を把握できずに逃げ遅れたのでは」と話した。広島県では200件を超える土石流やがけ崩れが発生し、身元が判明した死者82人のうち、土砂災害関連で亡くなったケースが8割に上る。60歳以上は49人、10歳未満の子どもは2人だった。愛媛県でも、宇和島市や松山市沖の離島、怒和島などで土砂災害が60件以上発生した。身元が分かった死者11人のうち5人が60歳以上、3人が10歳未満の子どもだった。

自力避難、情報伝達に課題

死者7割が60歳以上

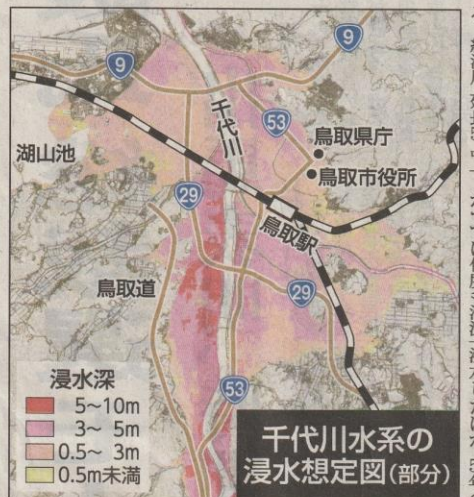
西日本豪雨

千代川氾濫危機だった

西日本豪雨

「やばい」あと10センチ

戦後2番目の水位、水量



橋のすぐ下まで増水した国道53号沿いの千代川 = 7日、鳥取市用瀬町用瀬

千代川は智頭町から流域面積は1190平方キロメートルを繰り返してきた。79年伊勢湾台風では堤防が崩壊し、5432戸が浸水、2人が死亡した。数十年に1度の暴大な災害が予想される大規模な洪水が押し寄せ、激流が橋のすぐ下まで増水した。鳥取市用瀬町用瀬の橋のすぐ下まで増水した。鳥取市用瀬町用瀬の橋のすぐ下まで増水した。鳥取市用瀬町用瀬の橋のすぐ下まで増水した。

西日本豪雨で鳥取県東部の千代川が、1979年の洪水に次ぐ戦後2番目の水位と流量を記録していたことが20日までに、国土交通省鳥取川国道事務所への取材で分かった。氾濫の恐れがある水位まで10センチに迫る流域もあり、大規模な被害をもたらす危険性が高まっている。千代川が氾濫すれば、国の想定では市街地のほとんどが水没し、浸水深は鳥取市西部で最大8.3メートルに達する。経験したことのないような豪雨が各地で頻発する中、水害を身近に受け止める覚悟が問われている。(田村彰彦)

雨特別警報が流域に出たのは6日午後7時40分。前日からの降雨で既に水位が上がっていた。管理する鳥取川国道事務所の片寄秀樹副所長は「これはやばい」と感じたという。警報の直後、鳥取市用瀬町の国道53号沿いに架かる橋のすぐ下まで水が迫り、激流が橋のすぐ下まで増水した。鳥取市用瀬町用瀬の橋のすぐ下まで増水した。鳥取市用瀬町用瀬の橋のすぐ下まで増水した。

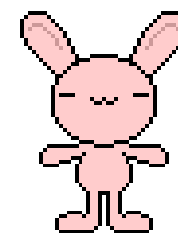
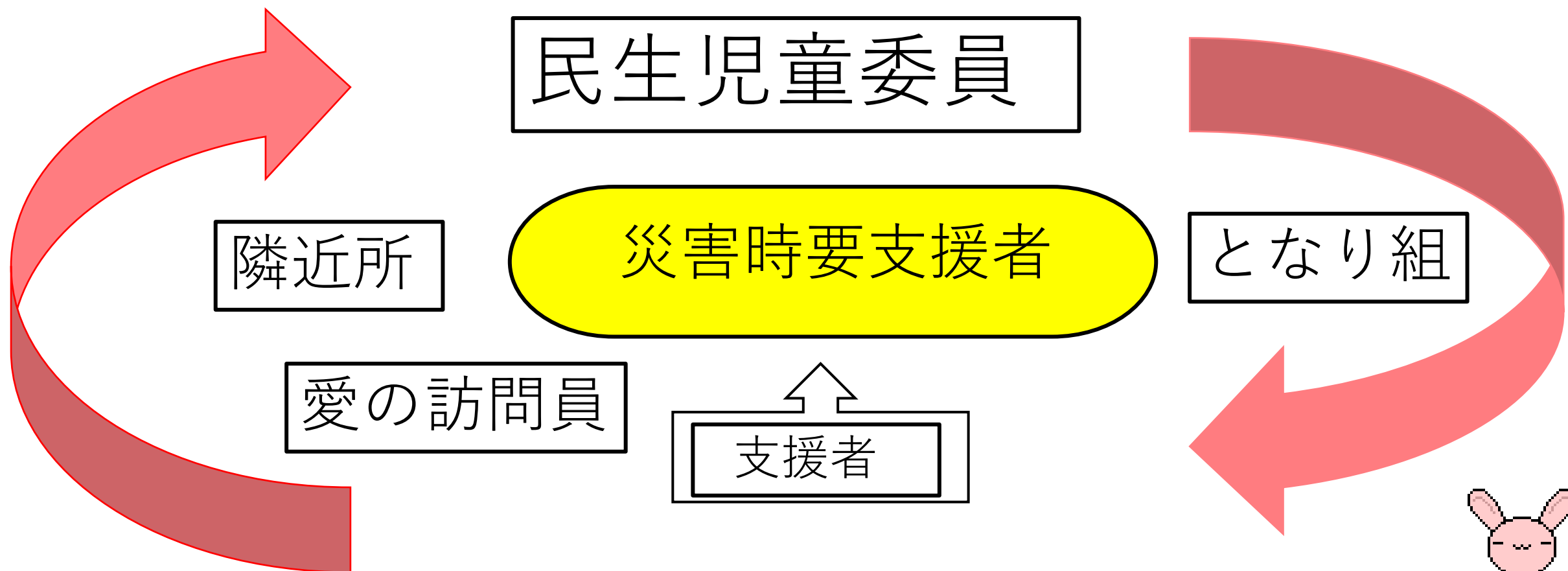
- 浸水想定：48時間に500mm (2017年九州豪雨と同規模)
- 浸水範囲：最大で47平方キロメートル (3万6千世帯)
 - 東は万葉歴史館周辺 西は湖山池 南は津ノ井地区
- * JR鳥取駅・中心市街地：最大3m未満 (1階天井まで浸かる)
- 浸水時間：最大61時間

脚を洗っているのを職員が確認した。「橋が0.7という昨夏の九割に流された」。同事務所は鳥取市役所に緊急通報した。

■ピーク61超 同事務所によると、鳥取市行徳の観測所で7日午前0時5分に避難判断水位の5.9に超過した。ピークは7日午前1時20分、水位は6.03に、流量は毎秒37000トンだった。片寄副所長は「かなりの被害が出るのでは」という緊張感があった。緊急事態宣言が出た後、鳥取市は避難指示を出した。鳥取市は避難指示を出した。鳥取市は避難指示を出した。

① 支援者・愛の訪問員協力員・となり組福祉員

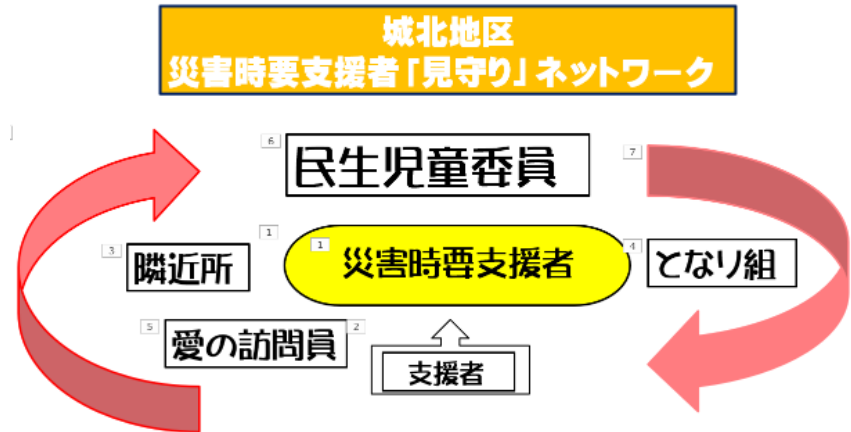
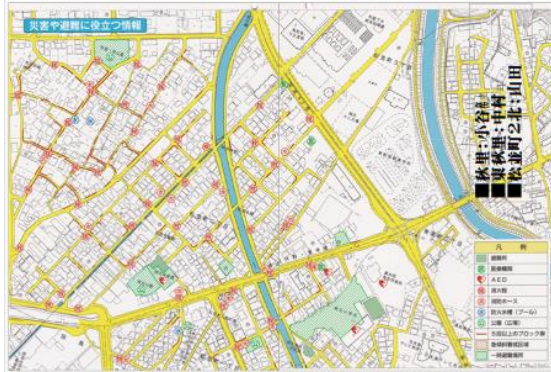
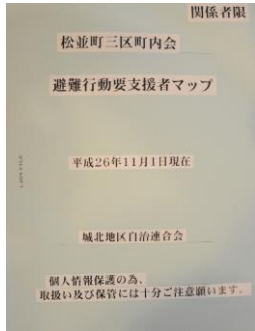
* 平時に「声かけ行動」担当者を決めておく：民生児童委員がまとめ役
【別紙：資料3「民生児童委員説明資料」】



地域の災害弱者対策

地域の関係団体と連携 *横のつながり

防災対策協議会 民生児童委員協議会
社会福祉協議会 (愛の訪問員・となり組)
婦人の会 等



民生児童委員協議会

【災害時における要支援者対応】

- 1) 要支援者への緊急情報の伝達と避難誘導 ***まとめ役**
 - ①地震災害発生時の「声かけ行動」を統括：安否確認・避難誘導
*「支援者」・「となり組」・「愛の訪問員」と連携して実施。
 - ②「避難準備情報」「避難指示・勧告情報等の伝達」
避難の声かけ等 *個別伝達
- 2) 災害による被害の拡大防止のための措置の実施 *要支援者住居訪問
 - ①身の安全確保、落下危険物等の応急処置：二次的被害の防止
 - ②初期消火 *必要に応じ、可能な限りの救助・救出活動
- 3) 要支援者の町内支援者の連携（コーディネート） ***まとめ役**
 - ①平時においても、「支援者」・「愛の訪問員」・「となり組」の、ネットワーク（連携）を機能させて要支援者の見守り活動（名簿等に基づく見回り）と情報共有等のまとめ役。
- 4) 要支援者支援体制〈本部〉の確立 ***パイプ役**
 - ①城北地区防災対策協議会・行政（福祉保健部）との連絡調整
 - ②安否（避難状況）。
 - ③要支援者の介護用物資・資機材等のニーズを把握し本部に報告。
- 5) 福祉避難所等の受け入れ先の確保 *親族・施設との連絡調整
 - ①城北地区の福祉避難所〈幸朋苑〉との連絡調整
 - ②要支援者が普段利用している施設との連絡調整
- 6) 避難・搬送の支援 ***パイプ役**
 - ①避難先等との連絡調整・確保
 - ②可能な限りの避難先への搬送、生命維持等のための支援体制確立
・応急救護・補助器具、車等の手配
- 7) 要支援者のニーズの把握（避難状況） ***パイプ役**
 - ①障がい者用トイレ・畳・マット・間仕切り用パーテーションの確認
 - ②避難場所への配慮（スペース確保）・障がい種に対応

愛の訪問協力員

孤独感をなくす

ひとり暮らし高齢者に対して、地域住民による日常的な安否確認(見守り)・友愛訪問(声かけ)を行うことにより、緊急時における支援体制の構築を図ることを目的としています。

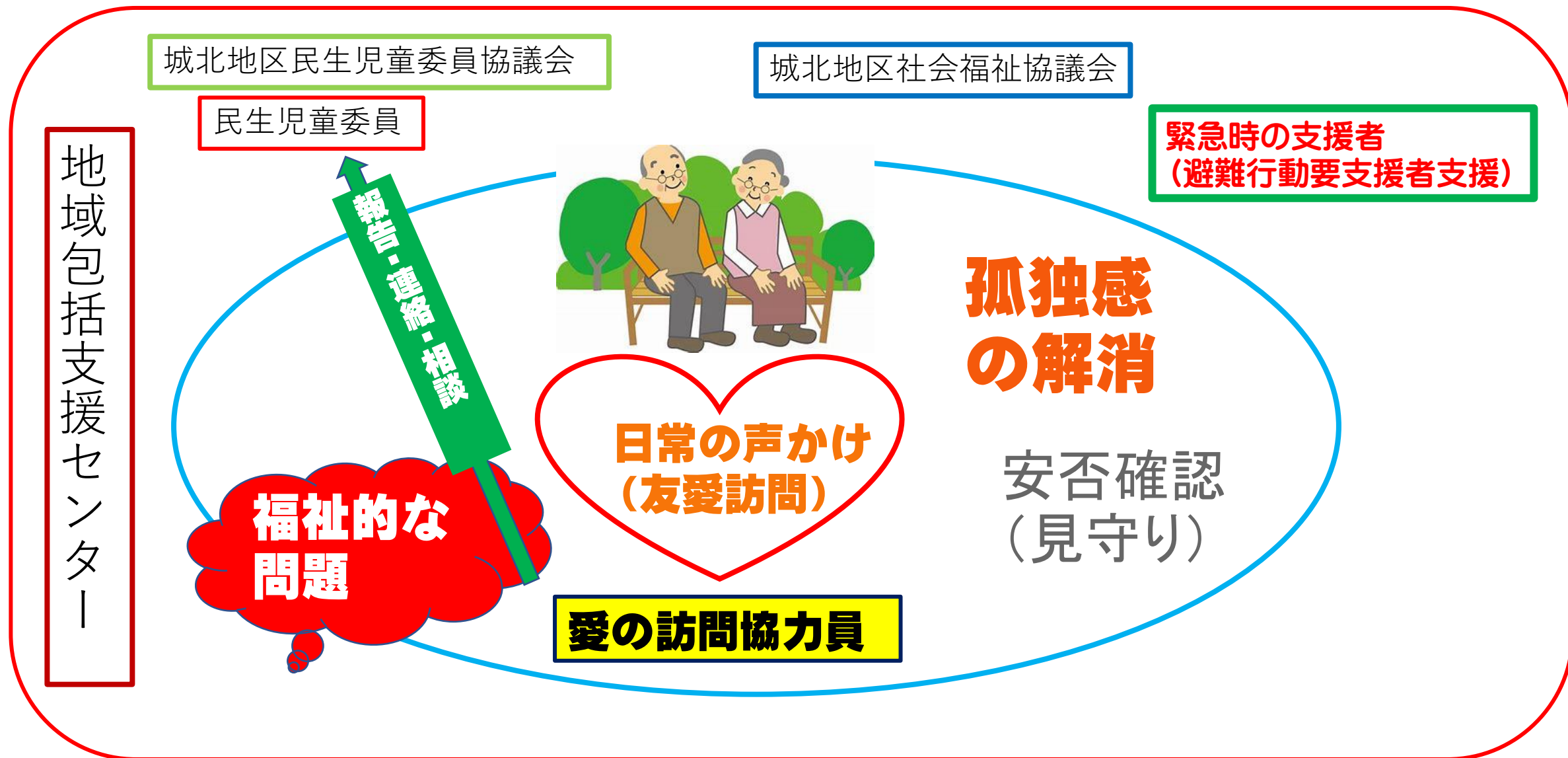
となり組福祉員

地域福祉の推進役

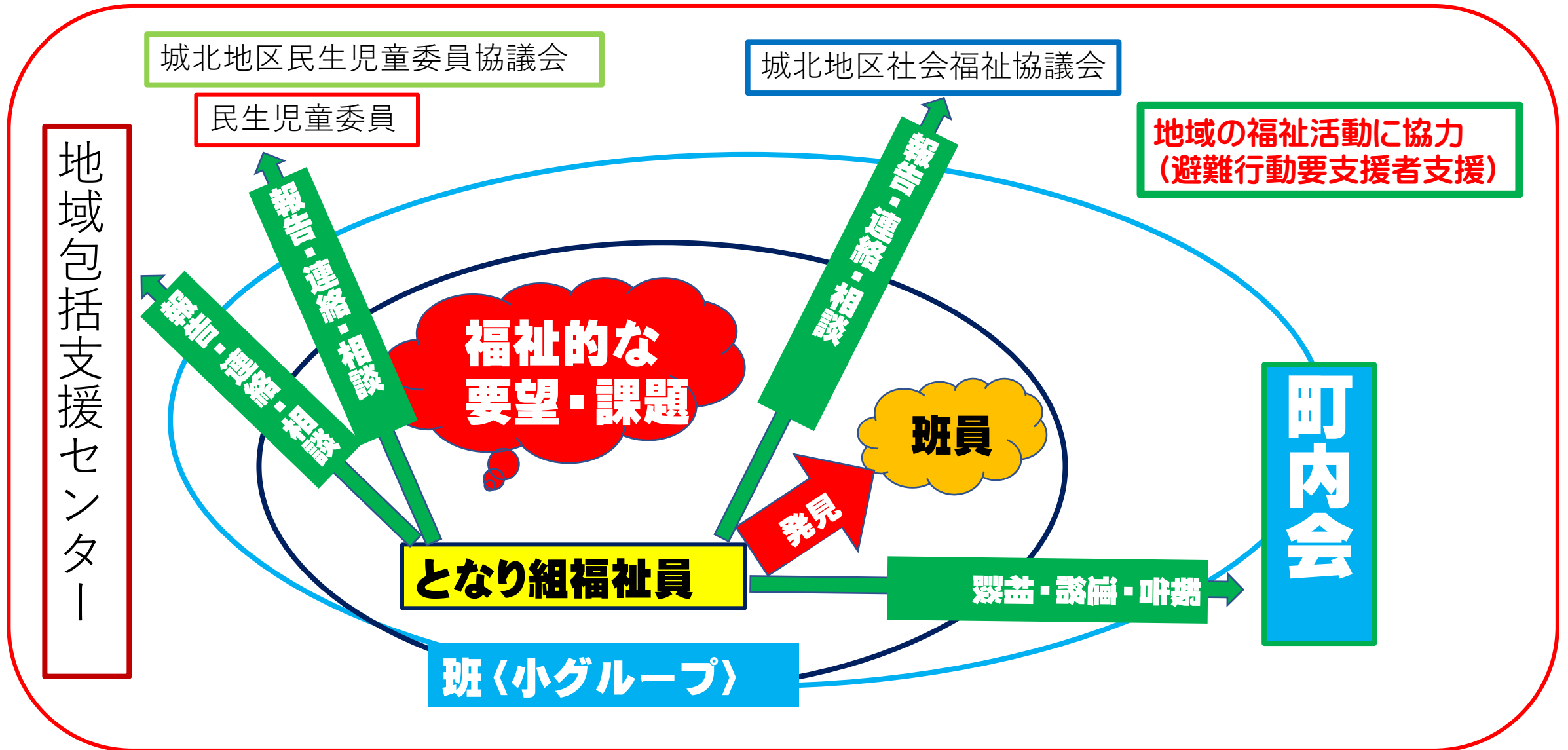
誰もが共に支えあい、住み慣れた地域の中で安心して暮らせるような地域社会の構築を図り、地域を担う人材を育成することを目的としています。

〈鳥取市社会福祉協議会より抜粋〉

愛の訪問協力員 活動内容図



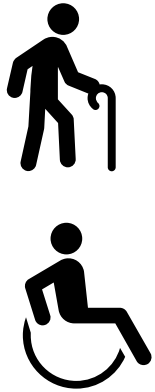
となり組福祉員 活動内容図



地震の場合

被害状況を自己判断し避難所開設情報に従って、直ちに避難行動をとる。

避難行動要支援者



声かけ行動

「声かけが必要と判断した時点【震度5弱程度】」で支援者は

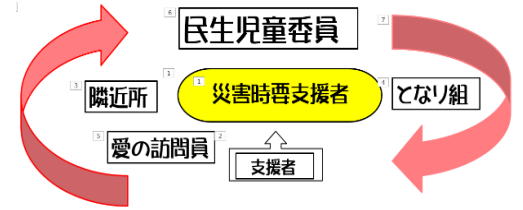
情報伝達・安否確認【訪問し口頭】

相談・危険はないか確認【自宅避難か避難所】

避難の場合はできる限り支援

担当者を明確
にしておく

城北地区
災害時要支援者「見守り」ネットワーク



- * 指定された場所へ避難
- * 城北小学校が指定された場合
- * 真如苑駐車場【200台】

鳥取市からの「避難情報」は出ません。〈「一時集合場所」に自動参集が基本〉

近隣の被害
状況の確認、
* 救助活動

避難所開設情報

移動

「一時集合場所」に
声をかけ合って集合

班ごとに集合し
班長「安否・動静」確認

町内会長に報告

町内会長は人員確認(名簿)後、避難
すべき人がいない場合は搜索を指示

移動

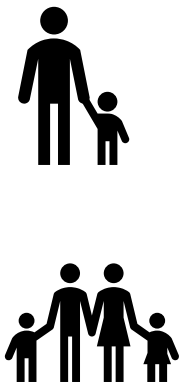


* 城北小学校は
「指定避難場所」

指定された一番安全な場所へ避難
* 城北小学校・城北高校 等



町内の住民



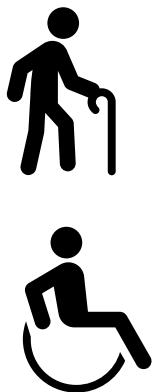
* 城北防災会が「自主避難所」を開設した場合は「城北連絡メール」で知らせます。

水害の場合

避難行動に**時間的余裕**があります。**被害予測に従って避難行動**がとれます。

「警戒レベル3」高年齢者等避難の出た時点で支援者は

避難行動要支援者



声かけ行動

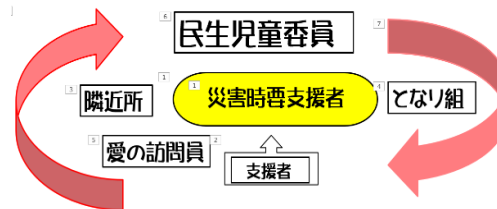
情報伝達【口頭もしくは電話】

相談【自宅避難か避難所】

避難の場合はできる限り支援



城北地区
災害時要支援者「見守り」ネットワーク



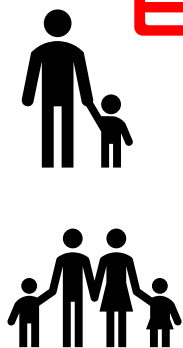
担当者を明確
にしておく

- * 指定された場所へ避難
- * 城北体育館・小学校 等が指定された場合 (2日程度のしる食料等 持参)
- * 真如苑駐車場【200台】

避難所開設の情報に従って

自己判断

町内の住民



「一時集合場所」に
声をかけ合って集合

班ごとに集合し
班長「安否・動静」確認



* 城北小学校2階は
あくまでも緊急避難(最大4m 浸水)

「一番安全な場所」へ避難

- * 自宅垂直避難
- * 避難場所: 城北体育館
- * 避難所: 中ノ郷体育館・浜坂小学校
- * 分散避難(自家用車): 鳥取砂丘駐車場 等



* 城北防災会が「自主避難所」を、城北体育館に開設した場合は「防災連絡網」で知らせます。

城北地区の防災行動 【コミュニティ防災】

- 一人ひとりの命は、まず自分で守る……。
- そして、家族、ご近所、町内会・城北地区（自治会）へと助け合いの輪を広げ、「自分たちのまち
は自分たちで守る」という取り組みです。

声をかけあって（危険をみんなに知らせ合い）
みんなで逃げる！（避難）

水が来る前に逃げる！！
水が来ないところに逃げる！



「住民避難」の確認事項



①災害弱者(要支援者)に、「だれが」、「いつ」「声かけ行動」を実施するのか？

①支援者
②愛の訪問員等
③となり組

避難情報発令
不安だろうか？

情報伝達
安否確認
相談・支援

②災害時に町内住民は、「一時集合場所」に、「どのよう」に集合し、

個々の町内で決める

隣近所で声をかけあって

「だれが」町内住民の安否（動態）を確認し、

班長・となり組⇒町内会長・民生児童委員

「どこに」「どのようにして」避難するのか？

指定避難場所
安全な場所

みんなで！！
*一緒に避難しない場合は「張り紙」

また、避難所での「居住スペース」、「生活ルール」はどうなるのか？



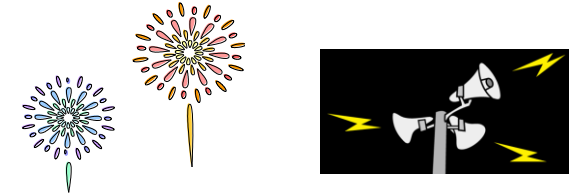
◎防災訓練:

「一時集合場所集合」・「避難所開設」等 について

参加者の実務内容と主なタイムスケジュール

自助 7:30

「打ち上げ花火」と「防災行政無線で避難を呼びかけます」



■家を空ける前に、「二次災害」を防止するためにすべきこと。

- 空き巣を防ぐため、「窓」や「ドア」等の戸締まりをする！
- 外から見える所に、貴重品を出しっ放しにしておかない。
- 家を出るときには、忘れずに、ガス・水道の元栓を閉める。
- 電化製品に通電して火災が発生することを防ぐため、電気のブレーカーをOFFにする。（訓練時はON：冷蔵庫）
- 探しに来た人に無事を伝えられるように、玄関等に「避難先・全員無事です」といったメモか「安全印」をぶら下げる。

共助 7:40

■自主防災会(町内会)単位での訓練

- ・災害弱者(要支援者)への「声かけ行動(確認)訓練」
- ・町内住民は「一時集合場所集合(確認)訓練」

*空地・公園等の「一時集合場所(屋外)」で、班長は「安否確認」をし、**集合人数(報告用)**を把握した後、訓練終了とする。

一時集合場所集合



班長は集合人数把握

班長は自主防災会会長
に人数報告

自主防災会部員
防災リーダー等
避難所開設・訓練

指定避難場所へ移動」

防災部員訓練

「8.26 避難所開設訓練」 確認事項

基本：避難所運営は避難者自身が行う。

○「実際の避難所運営とは異なる」ということの共通認識

- ・災害時に、避難所運営に係る関係者が全員、避難所運営に関わることは困難であること。
（関係者が災害発生時に地区内にいないこと、被災等により、避難所まで到達できないこと、避難所に避難する必要がないことなど）
- ・避難所訓練の参加者が実際の避難者と異なること。
（訓練では「要支援者」の参加が難しいこと、街で働く方や観光客など、不特定多数の避難）

○「自助」・「近助」・「共助」による取組であるという共通認識

- ・避難所運営に関わる関係者も被災者であり、避難所で暮らす全ての方が、自らできることは自ら行う、助け合って行うという、「自助」・「共助」を醸成するための訓練であることを認識すること。

○避難する必要がない場合は、「避難しない」という認識の共有

- ・防災会部員といえども「避難所開設・運営訓練」を実施したからといって、必ずしも、避難所で避難生活を行う必要はないということを、参加者で共通理解すること。一番安全な場所に避難する。

目的：避難所開設の流れを、みんなで理解し、災害に強い城北にしよう！！